

諮問番号：平成29年度諮問第37号

答申番号：平成29年度答申第38号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法、不当である。

- (1) 普通学級への在籍は、本人のために特別支援学級への異動も希望したが、教師の確保という学校の事情により見送られたこと。
- (2) 自傷行為も多々見受けられ、血が出るまで身体をかきむしる等、吃音にならびひどい状態にあること。
- (3) 排泄後、大便をしっかり拭き取れず、服や室内についている時もあること。
- (4) 平常な3年生から見ても劣る部分が多々あり、障害に当たると思うこと。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、嘱託医師の審査判定及び診断書に基づき、認定要領及び認定基準に照らし合わせて、次のとおり判断し、障害非該当として原処分を行ったところであり、その判定内容については、適正なものであり、違法又は不当な点はない。

- (1) コミュニケーションの困難さは認められるが、普通学級に就学していること。
- (2) 問題行動や習癖は、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされ、具体的記述内容からも、日常生活が著しい制限を受けるとまではいえないこと。
- (3) 日常生活能力の程度が「自立」又は「一部介助」相当とされていること。
- (4) 上記(1)から(3)までの事実から、「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」とまではいえないこと。
- (5) 主治医の意見は「中度」であり、一定の障害の状態にあることは認められるが、総合的に判断して、認定要領に示す2級の基準である日常生活が極めて困難なものに該当するとまではいえないこと。
- (6) 審査請求人の主張に対しては、普通学級への就学が本意ではないとすること、自傷行為があることは、診断書に記載がなく不知であり、排便後の拭取

状況は、診断書記載相当であると確認し、他の項目も含めて総合的に判断しており、原処分は適正なものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、審査請求人の主張する事情（普通学級への在籍、排泄に一部介助が必要であること、発達障害を有すること）については、いずれも診断書に記載された内容か、相応のものということができ、原処分は、こうした診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、これを違法、不当とする余地はない。

また、審査請求人が主張する事情のうち、自傷行為（血が出るまで身体をかきむしること）については、審理員が行った調査によると、診断書の作成後に、進級したことによる学校生活におけるストレスが原因であることが窺われ、進級前に作成された診断書に自傷行為に関する記載がなかったことにも一定の合理的理由があると認められ、診断書に記載のない事項への考慮がなされていないことをもって、原処分を違法又は不当ということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年11月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は、いずれも「乏しい」とされ、「不安」、「恐怖」及び「強迫行為」の精神症状並びに「多動」や「衝動性」の問題行動がみられ、精神医学的総合判定は「中度」とされている

ものの、日常生活能力の程度は「自立」又は「一部介助」とされ、おおむね自立し、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、発達障害２級に相当する不適応な行動が見られ、日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは判断できない。

一方で、審査請求人は、血が出るまで身体をかきむしる等の自傷行為も多々見受けられると主張し、同診断書にはその旨の記載がないことから、審理員は、慎重を期すため、同診断書を作成した主治医に対し、こうした自傷行為も含めて、対象児童はどのような障害の状態にあるか等について、照会した。

これに対し、主治医は進級によりストレスが増え、対象児童に「自傷」及び「他害」の行動が見られるようになったことを含めて総合的に判断し、進級後においては２級の状態にあると判断されるものの、同診断書作成の時点（平成29年３月）（進級前）においては２級の状態にあるとは判断できないと回答し、他方、嘱託医師は当該回答を踏まえ、進級前においては再度非該当と判定したことが認められる。

なお、処分庁は、本件審査請求後において、対象児童の進級後の障害の状態が２級に該当するとして、同年６月から再度受給資格を認定している。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、進級前の対象児童について障害等級２級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものとして認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第１のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美